

令和 3 年 1 2 月 2 8 日

○条例

小田原市立病院の診療報酬等に関する条例の一部を改正する条例

○規則

小田原市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

小田原市市税条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市立病院の診療報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 1 2 月 2 8 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 4 1 号

小田原市立病院の診療報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市立病院の診療報酬等に関する条例（昭和 4 1 年小田原市条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 産科医療補償制度負担金の項中「1 6, 0 0 0」を「1 2, 0 0 0」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第 2 産科医療補償制度負担金の項の規定は、この条例の施行の日以後に支払理由の生じた産科医療補償制度負担金について適用する。

小田原市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 3 年 1 2 月 2 8 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 4 8 号

小田原市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
小田原市自転車駐車場条例の一部を改正する条例（令和 2 年小田原市条例第 4 8 号）
の施行期日は、令和 4 年 4 月 1 日とする。

小田原市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 1 2 月 2 8 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 4 9 号

小田原市市税条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市市税条例施行規則（昭和 5 0 年小田原市規則第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

様式第 4 5 号備考に次のように加える。

- 4 標識の地には、標識の機能を損なわない範囲において、別に市長が定める図画及び文字を表示することができる。この場合においては、この様式に定める標識の文字及び数字の位置及び大きさを適宜変更することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 1 2 月 2 8 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 5 0 号

小田原市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市自転車駐車場条例施行規則（平成 2 7 年小田原市規則第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 自転車駐車場（第 3 条～第 1 2 条）

第 3 章 会議室（第 1 3 条～第 2 0 条）

第 4 章 雑則（第 2 1 条・第 2 2 条）

附則

第 1 章 総則

第 1 条中「第 1 6 条」を「第 2 3 条」に改める。

第 2 条の次に次の章名を付する。

第 2 章 自転車駐車場

第 3 条の見出しを「（自転車駐車場の定期使用の許可）」に改める。

第 4 条の見出しを「（自転車駐車場の一時使用の許可）」に改める。

第 9 条の見出しを「（自転車駐車場の利用料金の還付基準）」に改め、同条第 1 号中「使用者」を「条例第 8 条第 1 項の許可を受けた者（以下この条及び第 1 2 条において「使用者」という。）」に改める。

第 1 0 条の見出しを「（自転車駐車場の使用許可の取消し等の通知）」に改める。

第 1 1 条第 1 項中「第 1 5 条第 1 項」を「第 1 4 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「第 1 5 条第 1 項」を「第 1 4 条第 1 項」に、「第 1 5 条第 2 項」を「第 1 4 条第 2 項」に改める。

第13条中「自転車駐車場」を「自転車駐車場等」に改め、同条を第22条とし、第12条の次に次の1章、章名及び1条を加える。

第3章 会議室

(会議室の使用の許可)

第13条 条例第17条において読み替えて準用する条例第8条第1項前段の許可（以下「会議室の使用許可」という。）を受けようとする者は、施設を使用しようとする日の属する月の4月前の月の初日（その日が休場日に当たるときは、その翌日以後最初の休場日以外の日）から当該使用しようとする日までの期間（指定管理者が特別の理由があると認めるときは、指定管理者が定める期間）内に、次に掲げる事項を記載した申請書により指定管理者に申請しなければならない。

- (1) 申請者の住所、団体名、氏名及び電話番号
- (2) 使用責任者の住所、氏名及び電話番号
- (3) 使用施設名並びに使用目的及び内容
- (4) 使用月日及び使用時間
- (5) 使用予定人員
- (6) 入場料その他これに類する料金の徴収及び物品の販売の有無
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認める事項

2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、申請した者に通知するものとする。

(会議室の使用許可の変更)

第14条 条例第17条において読み替えて準用する条例第8条第1項後段の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に指定管理者が必要と認める書類を添えて指定管理者に申請しなければならない。

- (1) 申請者の住所、団体名、氏名及び電話番号
- (2) 会議室の使用許可の内容の変更の理由
- (3) 会議室の使用許可の内容の変更事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認める事項

2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、他の使用者の使用に支障が生じない場合に限り、許可することができる。

(会議室の使用の取りやめの届出)

第15条 会議室の使用許可を受けた者（第18条において「使用者」という。）は、当該許可に係る使用を取りやめようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書に第13条第2項（第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定により通知された文書を添えて、指定管理者に届け出なければならない。ただし、指定管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 申請者の住所、団体名、氏名及び電話番号
- (2) 会議室の使用の取りやめの理由
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認める事項
(会議室の利用料金の差額の徴収)

第16条 第14条第2項の規定により使用内容の変更を許可した場合において利用料金に差額が生じたときは、その差額を徴収する。

- 2 前項の差額は、第14条の許可の際に徴収する。
(会議室の利用料金の減免)

第17条 条例第19条の規定により利用料金を減額し、又は免除する基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市が公用のために使用する場合 免除
- (2) 前号に掲げる場合のほか、指定管理者が特に必要と認める場合 指定管理者が定める額の減額又は免除

- 2 条例第19条の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、条例第17条において読み替えて準用する条例第8条第1項の許可を申請する際に申請しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(会議室の利用料金の還付基準)

第18条 条例第20条ただし書の規定により利用料金を還付する基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用者の責めに帰すことができない理由により、許可を受けた施設の全部を使用できなかったとき 既納の利用料金の全額
- (2) 使用者の責めに帰すことができない理由により、許可を受けた施設の一部を使用できなかったとき 指定管理者が定める額
- (3) 使用者が、使用の日の10日前までに使用の変更を申請し、指定管理者の許可を

受けた場合であって、既納の利用料金の額が変更後の利用料金の額を超えるとき
既納の利用料金の額から変更後の利用料金の額を差し引いて得た額

(4) 使用者が、使用の日の10日前までに使用の取りやめの届出をしたとき 既納の
利用料金の全額

(会議室の使用許可の取消し等の通知等)

第19条 第10条の規定は、会議室の使用許可の取消し及び中止について準用する。

この場合において、同条中「第13条」とあるのは「第17条において読み替えて準用する条例第13条」と、「第8条第1項」とあるのは「第17条において読み替えて準用する条例第8条第1項」と、「とする。ただし、一時使用許可にあつては、この限りでない」とあるのは「とする」と読み替えるものとする。

2 第13条第2項の規定は、第14条第1項及び第17条第2項の規定による申請があつた場合について準用する。

(会議室の入場者の遵守事項)

第20条 入場者は、会議室内において次の事項を守らなければならない。

(1) 喫煙しないこと。

(2) 飲酒しないこと。

(3) 火気を使用しないこと。ただし、指定管理者が適当と認める場合は、この限りでない。

(4) 特に承認を受けたもののほか、所定の場所に備え付けた設備を移動しないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上必要と認めて、施設内に掲示した事項

第4章 雑則

(損害の届出)

第21条 使用者（条例第8条第1項の許可（条例第17条において準用する場合を含む。）を受けた者をいう。）は、自転車駐車場等の建物、施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに、理由を付して指定管理者に届け出なければならない。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 1 2 月 2 8 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 5 1 号

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 2 6 年小田原市規則第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準（第 5 0 条・第 5 1 条）」を「 第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準（第 5 0 条・第 5 1 条）
第 4 章 雑則（第 5 2 条）」に改める。

第 4 条第 2 項から第 6 項までを削る。

第 3 7 条第 2 項を削る。

本則に次の 1 章を加える。

第 4 章 雑則

（電磁的記録等）

第 5 2 条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この規則の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この規則の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出

に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この規則の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この規則の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 1 2 月 2 8 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 5 2 号

小田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 2 6 年小田原市規則第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 事業所内保育事業（第 3 9 条～第 4 5 条）」を
「第 5 章 事業所内保育事業（第 3 9 条～第 4 5 条）
第 6 章 雑則（第 4 6 条）」に改める。

本則に次の 1 章を加える。

第 6 章 雑則

（電磁的記録）

第 4 6 条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。